

事務連絡
令和4年1月26日

各県立学校長様

教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止について

本県は、令和4年1月27日から2月20日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項の規定に基づく「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されました。

感染力の強い「オミクロン株」への置き換わりにより、県内感染者数は一週間平均で2,400人を超えるなど県内でも感染は急速に拡大し、1月中旬以降、教職員の感染や、感染した家族の濃厚接触者となるケースが急増しています。

こうした状況を踏まえ、教職員の感染拡大を防止するとともに、下記の点について取組の徹底をお願いします。

記

1 感染対策の徹底

- ・ マスク着用、手洗い・手指消毒、三密回避、換気など基本的な感染対策を徹底するとともに、家族の健康管理など家庭での感染対策も徹底すること。
- ・ 体調が悪い場合は、速やかに医療機関を受診すること。
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動するとともに、大声での会話を控え、会食は同一テーブル4人以内、2時間程度以内とし、会話時はマスク着用を徹底すること。

2 在宅勤務の実施

- ・ 感染拡大防止を図るため、臨時休校または学年閉鎖をする場合において、校務に支障がないと認められる教員については、在宅勤務を可能とする。
- ・ 在宅勤務については、令和2年4月10日付け教総第1020号、教教第1068号「緊急事態宣言下における教職員の在宅勤務の実施について（通知）」に準じて適切に実施し、原則、「テレワーク兵庫」を活用することとする。

3 その他

- ・ 妊娠中、基礎疾患がある等重症化リスクのある教職員については、本人の申出等を踏まえ、校務に支障がない範囲で配慮すること。

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 26 日

各市町組合教育長 様

兵 庫 県 教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止について

本県が、令和 4 年 1 月 27 日から 2 月 20 日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 1 項の規定に基づく「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されたことを受け、教職員の感染拡大防止の取組について、別添のとおり県立学校長あて通知しました。

については、各市町組合教育委員会におかれましても、教職員の感染拡大防止について、適切な対応をお願いします。



事務連絡
令和4年1月26日

各県立学校長様

教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止について

本県は、令和4年1月27日から2月20日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項の規定に基づく「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されました。

感染力の強い「オミクロン株」への置き換えにより、県内感染者数は一週間平均で2,400人を超えるなど県内でも感染は急速に拡大し、1月中旬以降、教職員の感染や、感染した家族の濃厚接触者となるケースが急増しています。

こうした状況を踏まえ、教職員の感染拡大を防止するとともに、下記の点について取組の徹底をお願いします。

記

1 感染対策の徹底

- ・ マスク着用、手洗い・手指消毒、三密回避、換気など基本的な感染対策を徹底するとともに、家族の健康管理など家庭での感染対策も徹底すること。
- ・ 体調が悪い場合は、速やかに医療機関を受診すること。
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動するとともに、大声での会話を控え、会食は同一テーブル4人以内、2時間程度以内とし、会話時はマスク着用を徹底すること。

2 在宅勤務の実施

- ・ 感染拡大防止を図るため、臨時休校または学年閉鎖をする場合において、校務に支障がないと認められる教員については、在宅勤務を可能とする。
- ・ 在宅勤務については、令和2年4月10日付け教総第1020号、教教第1068号「緊急事態宣言下における教職員の在宅勤務の実施について（通知）」に準じて適切に実施することとし、原則、「テレワーク兵庫」を活用することとする。

3 その他

- ・ 妊娠中、基礎疾患がある等重症化リスクのある教職員については、本人の申出等を踏まえ、校務に支障がない範囲で配慮すること。

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 26 日

各教育事務所長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止について

このことについて、別添写しのとおり貴管内の各市町組合教育長あて文書を送付しましたのでお知らせします。